【重要事項説明】(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、UNIONサービス会員規約および、本頁に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1)販売事業者

株式会社 UNION

(2)所在地

大阪府大阪市南船場 3-3-4 サカイビルディング 6階

(3)代表者

北野 裕平

(4)連絡先

050-3176-1156(代)

(5)サービスの内容・種類

インターネット接続サービス、及びコンテンツサポートサービス

※サービスの具体的な内容及び取引条件の詳細は、UNION サービスに関するご案内資料及び UNION サービス会員規約を ご覧ください。

(6)ご利用料金

- ◆月額費用フレッツ光プライム 月額基本料金 (UNION) 1,500 円 (税抜) ※別途、NTT 東日本/NTT 西日本の「フレッツ光」サービ スの初期費用、月額利用料がかかります。
- ◆月額費用フレッツ光マンション/ライトマンション/ファミ リー/ライトファミリー/フレッツ光 ISDN 月額基本料金 (UNION) 950 円 (税抜) ※別途、NTT 東日本/NTT 西日本の「フレッツ光」サービ スの初期費用、月額利用料がかかります。
- ◆月額費用フレッツ光 ADSL/フレッツ光 ADSL1.5M 月額基本料金 (UNION) 1000 円 (税抜) ※別途、NTT 東日本/NTT 西日本の「フレッツ光」サービ スの初期費用、月額利用料がかかります。
- ◆データ復旧サービス/電話安心サポート/機器補償 生活のかけつけ/傷害補償・死亡・後遺障害補償 サービス/個人賠償責任補償(自転車補償) 月額基本料金 各 1000 円 (税抜)
- ◆アナログ戻し初期費用

初期費用 18000円(税抜) ※初回のみ

◆アナログ戻し機器補償/電話サポート 月額基本料金 各900円(税抜)

(7)ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法:以下のうち、お客様が、現在弊社に登録されている 支払方法にてお支払いいただきます。

- 1. NTT 合算請求
- 2. クレジットカード
- 3. 口座振替
- 4. 銀行振込
- 5. コンビニ振込
- 6. その他弊社定める決済方法

の決済方法にて決済をさせて頂きます。

支払時期:各支払い方法に定める支払い時期によります。 ※指定決済方法で決済が不可能な場合、弊社が定める上記他

(8)サービスの提供時期

お客様からの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続き が完了した時点からご利用いただけます。

(9)サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について 上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客 様から受領する月額基本料金を上限とします。

当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、 データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それ らから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、及 び逸失利益についての責任は負いません。

(10)返品

サービスの性質上、返品は承っておりません。

(11)申込の撤回・契約の解除

申込の撤回・契約の解除については、以下に記載の「契約の申 込の撤回」「初期契約解除制度に関するご案内」に従いますの で、それぞれご確認ください。これに定めるものを除き、お客 様都合での申込みの撤回及び契約の解除は承っておりません。 なお、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書 面のご提出は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご連 絡願います。

※ 契約の解除に関する書面には、「UNION サービス契約解除」 と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこ のサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報) を明記ください。

■契約解除書面の送付先

宛名 株式会社 UNION

住所 〒542-0081 株式会社 UNION 事務センター

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

契約の申込の撤回

- 1. お客様が電話勧誘販売または訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面で当社に通知することにより無条件で契約の解除(クーリング・オフ)を行うことができ、その効力は書面を発したときから発生します。
- 2. この場合お客様は①当社から損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②既に引き渡された商品の引き取りに関する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③お客様は既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合には、速やかにその金額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、または権利を行使して得られた利益に相当する金額を請求されることはありません。
- 3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは、書面によりクーリングオフすることが出来ます。

【初期契約解除制度に関するご案内】

※この初期契約解除制度は、個人のお客さまを対象としており、法人契約のお客さまは対象外となります。

1. ご契約のお申し込み後に弊社がお送りする「UNION 契約内容のご案内」を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、「UNION 契約内容のご案内」の余白に、「お客さま番号、住所、氏名、電話番号および解除を希望するサービス名称」を記載し、署名捺印のうえ、FAX または郵送にて以下にご連絡いただくことにより、電気通信事業法に定める初期契約解除制度に基づき本サービスに関する利用契約の解除を行うことができます。なお、上記記載事項の記載漏れや誤記がある場合、または宛先の誤記などにより弊社に書面が到達しない場合など、そのほか弊社の責めに帰すべからざる事由がある場合においては、本サービスに関する利用契約の解除ができない場合がありますのであらかじめご了承願います。

<郵送の場合>

〒542-0081 大阪市中央区南船場 3-3-4 サカイビルディング 6階

<FAX の場合>

UNION 事務センター FAX: 050-3588-1120

- 2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、弊社が本サービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことによりお客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって上記 1 に記載した期間を経過するまでの間に当該契約を解除しなかったことが明らかになった場合、弊社があらためて交付する当該契約の解除を行うことができる旨を記載した書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、お客さまは、上記1同様、FAXまたは郵送にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
- 3. 上記 1、2 に基づく本サービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが上記 1、2 の記載に従って発した時に、その効力が生じます。
- 4. 上記 1、2 に基づく本サービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または 違約金の支払を請求いたしません。また、当該場合において、弊社がすでに金銭などを受領しているときは、当該金銭などをお客 さまに返還いたします。
 - (ア)なお、電気通信事業法の初期契約解除制度によりご契約を解除されるお客さまにつきましては、弊社が実施する各種キャンペーン (サービス利用料、工事費用、契約締結事務手数料などの減免を含みますがこれらに限られません) の適用はありません。
- 5. NTT 東日本/NTT 西日本が提供する光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線 (フレッツ光 (ファミリー) サービス) に基づく 契約については、上記 1、2 に基づく本サービスに関する利用契約の解除とは別に解除手続きが必要ですので、NTT 窓口にてお 手続き願います。また、上記 1、2 に基づき本サービスに関する利用契約を解除した場合、元の契約に戻すことはできませんので あらかじめご了承願います。
- 6. 初期契約解除に関するご質問やお問い合わせにつきましては、上記の「問い合わせ先」欄記載の連絡先までご連絡ください。 (10) サービスおよびサービスに関する利用契約の解約又は解除に関するお問い合わせ先

UNION サポートデスク 電話番号: 050-3176-1156

受付時間 10:00~19:00(年末年始・お盆・弊社指定休日を除く)